

## 保険医療機関における書面掲示（施設基準など）

当院は小児科診療を中心に行っている保険医療機関です。

国の方針に基づき、こどもたちの今と未来の健康のために診療を行うことを目指し、

以下の届出（準備中も含む）を行っております。「料」「加算」などの言葉がありま

すが、それによって保護者の方のご負担（子ども医療費助成制度の自己負担金・・・

市原市の方は1歳以上の小児300円）が増えることはありません。

## ◎小児かかりつけ診療料 1

「かかりつけ」を決めておくことで、病気の診療だけでなく、子育てに関する相談・健康管理などを推進していくことを目的とした制度です。

当院を継続して受診され、同意された患者さんにご登録いただき、小児科の「かかりつけ医」として、診療を行ってまいります。

### <対象となるお子さん>

予防接種や乳児健診などを含め、当院を4回以上受診された6歳未満（未就学児）のお子さんで、他院を「かかりつけ医」として登録されていない方が対象です。

### <登録について>

対象のお子さんが登録ご希望の場合は、同意書にご署名いただきます。受付にお申し付けください。

- ※ 登録できる医療機関は、お子さん1人につき1か所のみとなります。一度当院をかかりつけ医として登録された方でも、他の医療機関に変更ご希望の場合には遠慮なくお申し出下さい。
- ※ 当院を登録されたままでも他院を自由に受診できます。同様に、他院をかかりつけ医として登録されている方が当院を受診いただくことも、まったくかまいません。
- ※ 6歳以上のお子さんは、この制度としての「かかりつけ医」登録はできませんが、引き続き同様の総合的なサポートを行ってまいります。

### <かかりつけ医として行うこと>

- ・ 喘息、便秘、アトピー性皮膚炎、夜尿症など、慢性的な病気の診療、健康管理の指導を行います。
- ・ 発熱などの急性疾患での受診でも、普段の状況をよく知っているスタッフが対

応いたします。

- ・ 発達段階に応じた助言・指導、また健康相談・育児相談にも対応いたします。
- ・ 予防接種状況を確認し、適切な接種間隔、接種時期についてのアドバイスを行います。
- ・ 必要な場合には適切な高度医療機関、専門医に紹介いたします。
- ・

#### **<お願い>**

- ・ 当院受診の際には、母子手帳や、それまでの服薬状況のわかるもの（お薬手帳など）をご持参ください。
- ・ 他の医療機関を受診された場合には、次回当院受診際にその状況をお知らせください。

## ◎機能強化加算

当院はかかりつけ医機能（小児）を有する医療機関であり、以下の取り組みを行っています。

- ・ お子さんが他の医療機関を受診されている場合、その受診状況、処方薬の内容を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・ 健康診断の結果などを把握し、健康管理に関する相談に応じます。
- ・ 必要に応じ、適切な高度医療機関、専門医への紹介を行います。
- ・ 保険・福祉サービスに関する相談に応じます。

## ◎時間外対応加算 3

時間外の一定時間、再診の患者さんからの電話診療に対応する体制を評価する加算です。時間外対応専用電話番号にお電話いただき、患者さんのお名前・当院の診察券番号・相談内容を録音いただきます。専用電話番号や、対応時間・方法などの詳細は、院内掲示をご確認ください。

## ◎医療 DX 推進体制整備加算

医療の現場において、デジタル技術を活用することで、医療の効率やその質の向上を目的としています。

当院では、オンライン資格確認や電子処方箋体制により取得した診療情報、服薬状況を確認・活用し、質の高い診療を行ってまいります。

### <当院での取り組み事項>

- ・ レセプトオンライン請求の実施
- ・ オンライン資格確認などの実施および取得データの活用体制の整備
- ・ 電子処方箋発行体制の整備
- ・ 電子カルテ情報共有サービスの活用体制の整備（準備中）
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用に関する一定の実績